

別紙 5-2

(森林管理局長と素材生産業者等及び造林事業者等が協定を締結するもの)

国有林材の安定供給システム協定書 (案)

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、北海道森林管理局長
(以下「甲」という。)、〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)、〇〇〇〇〇 (以下「丙」という。) は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和 年 月 日

甲 北海道森林管理局長

乙 (素材生産業者等)

住所〇〇〇〇〇

商号又は名称

代表者氏名〇〇〇〇〇

丙 (造林事業者等)

住所〇〇〇〇〇

商号又は名称

代表者氏名〇〇〇〇〇

(注 1) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に(代表者)と明記する。

(注 2) 協定期間は最大で 5 年となる地域管理経営計画の計画期間に加え、主伐後の造林契約締結期間を踏まえ原則として 8 年以内で定める。

記

第 1 条 甲乙丙は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条 本協定は、別紙 1 の箇所における立木の販売及び主伐後の造林の実施について適用する。

第 3 条 乙及び丙は共同して、協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度、及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画(以下「実行計画」という。)の案について、別紙 2 の様式により甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された実行計画の案について確認を行い、問題が

ないと認められるときはこれを承認し、実行計画を付してその旨を乙及び丙に通知する。

- 3 甲は、前項の承認を行わない場合は、当該承認を行わない旨及びその理由について乙及び丙に通知する。
- 4 乙及び丙は、前項の通知があった場合は、内容を修正し甲に実行計画の案を再提出し承認を求めることができる。
- 5 甲は、第2項に定める実行計画の承認を行った場合は、森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理事務所長（以下「森林管理署等の長」という。）に実行計画を付して承認した旨を通知するものとする。
- 6 乙及び丙は、販売契約年度及び造林契約時期の変更等実行計画の変更を希望する場合は、前年度7月までに甲に変更を希望する実行計画の案を提出し承認を求めること。
- 7 実行計画を変更する場合の手続は、第1項から第6項までに定めるところによる。

第4条 甲は、実行計画に基づき、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第5条 乙は、実行計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第6条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第7条 林産物の販売は、森林管理署等の長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第8条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第9条 丙は、やむを得ない事由がある場合及び、次条の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、第5条の売買契約箇所の伐採跡地における地植え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、森林管理署等の長と締結するものとする。

2 前項の造林事業請負契約は別紙3の条件に従い締結する。

第10条 甲及び乙又は丙は、乙又は丙が希望したときは別紙3に定めるところにより第5条の売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、前条第2項の造林事業請負契約を締結しない。

第 11 条 甲は、乙又は丙が前 2 条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第 12 条 甲乙丙は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第 13 条 本協定の特約条件として、次のことを定める。

(1) 目的外処分の制限

乙は、買い受けた物件を協定で定めた目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを禁止する。

(2) 協定の解除

甲は、次の一つに該当する場合は協定を解除することができるものとする。

ア 乙が正当な理由もなく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。

イ 乙が協定期間中に「国有林材の安定供給システムによる販売(立木販売)」の実施に係る公募公告の記 5 に定める要件を失ったとき。

ウ 乙が販売箇所の造林の計画・履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又はこの協定の目的を達成することができないものと認められるとき。

(3) 損害賠償

上記(2)により協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害の賠償請求をできないものとする。

(4) 企画提案概要及び協定数量は、原則公表するものとする。

(5) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進

ア 甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木であることを証明する。

イ 乙は、合法性・持続可能性を確保した森林から生産された木材・木材製品であることを需要者に PR するよう努めるものとする。

ウ 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。

(6) 実行結果の報告

乙は、協定期間の年度ごとに、「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」を甲に提出するものとする。なお、報告内容は原則公表するものとする。

第 14 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

立木販売及び造林予定箇所

別紙2

(最終承認年月日: 年 月 日)

[illegible]